（領事官の徴収する手数料の額を定める省令の一部を改正する省令の一部改正）

第二条　領事官の徴収する手数料の額を定める省令の一部を改正する省令（平成十二年外務省令第三号）の一部を次のように改正する。

附則第三項の表を次のように改める。

	国又は地域	インド	インドネシア	カンボジア	シンガポール	スリランカ	タイ	大韓民国	中華人民共和国（香港を除く。）
	種　別　単位	ルピー	ルピア	リエル	ドル	ルピー	バーツ	ウォン	元
3	旅券法（昭和２６年法律第２６７号）第５条第１項本文の一般旅券の発給（旅券法施行令及び領事官の徴収する手数料に関する政令の一部を改正する政令（平成１１年政令第３８２号）による改正前の領事官の徴収する手数料に関する政令（以下「改正前の政令」という。）第１条第６項の適用を受ける場合（１０年旅券：永住目的等））	1,240	247,000	114,000	38	3,080	870	31,200	185
	（改正前の政令第１条第７項の適用を受ける場合（１０年旅券：ＪＩＣＡ関連））	310	62,000	29,000	9	770	220	7,800	46
4	旅券法第５条第１項ただし書の一般旅券の発給（改正前の政令第１条第６項の適用を受ける場合（５年旅券：永住目的等））	830	165,000	76,000	25	2,050	580	20,800	123
	（改正前の政令第１条第７項の適用を受ける場合（５年旅券：ＪＩＣＡ関連））	210	41,000	19,000	6	510	150	5,200	31
7	一般旅券の記載事項の訂正（改正前の政令第１条第６項の適用を受ける場合（永住目的等））	100	21,000	10,000	3	260	70	2,600	15
	（改正前の政令第１条第７項の適用を受ける場合（ＪＩＣＡ関連））	100	21,000	10,000	3	260	70	2,600	15

香港	ネパール	パキスタン	バングラデシュ	東ティモール	フィリピン	ブルネイ	ベトナム	マレーシア	ミャンマー	モンゴル	ラオス	オーストラリア	ソロモン	トンガ
ドル	ルピー	ルピー	タカ	ドル	ペソ	ドル	ドン	リンギ	チャット	トウグリク	キップ	ドル	ドル	パ・アンガ
218	1,980	2,290	1,880	27	1,230	38	511,000	89	171	37,500	218,000	30	218	52
55	500	570	470	7	310	9	128,000	22	43	9,400	55,000	7	55	13
145	1,320	1,520	1,250	18	820	25	340,000	59	114	25,000	145,000	20	145	35
36	330	380	310	4	210	6	85,000	15	29	6,300	36,000	5	36	9
18	170	190	160	2	100	3	43,000	7	14	3,100	18,000	2	18	4
18	170	190	160	2	100	3	43,000	7	14	3,100	18,000	2	18	4

ニュージーランド	パプアニューギニア	パラオ	フィジー	マーシャル	ミクロネシア	アメリカ合衆国	カナダ	アルゼンチン	ウルグアイ	エクアドル	エルサルバドル	キューバ	グアテマラ	コスタリカ
ドル	キナ	ドル	ドル	ドル	ドル	ドル	ドル	ペソ	ペソ	ドル	コロン	ペソ	ケッツアル	コロン
38	73	27	52	27	27	27	28	104	542	27	240	25	218	14,100
9	18	7	13	7	7	7	7	26	135	7	60	6	55	3,500
25	48	18	35	18	18	18	19	70	361	18	160	17	145	9,400
6	12	4	9	4	4	4	5	17	90	4	40	4	36	2,400
3	6	2	4	2	2	2	2	9	45	2	20	2	18	1,200
3	6	2	4	2	2	2	2	9	45	2	20	2	18	1,200